

産業廃棄物処理業計画書及び産業廃棄物処理施設設置等 計画書に係る意見（諮問第1号・諮問第2号に対する意見）

諮問第1号及び諮問第2号については、平成23年12月5日現地調査を実施し、協議した結果、次のとおり意見を付すことに決しました。

この諮問は、所沢市議会が制定した「ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例」第3条第1号の規定により当該事業計画について意見を求められたものであり、所沢市議会は、次のことを求めます。

- 1 周辺の良い生活環境の維持と保全のため、事業者は関係法令に基づき、適切な対策を講じるとともに、保管基準を十分遵守すること。
- 2 現在、国民的な課題となっている放射性物質による汚染がれき等の混入の不安があるため、定期的な計測に努めること。
- 3 アスベストについては、自主的な検査を実施すること。